



薬食機発 0920 第 1 号  
薬食安発 0920 第 5 号  
平成 25 年 9 月 20 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局審査管理課  
医療機器審査管理室長

厚生労働省医薬食品局安全対策課長

#### 気管切開用マスクに係る使用上の注意の改訂について

気管切開チューブを装着中の自発呼吸のある患者に対し、酸素等の供給を行うために使用する気管切開用マスク（以下「トラキマスク」という。）を使用中に、トラキマスクがずれ、気管切開チューブのコネクタ口がトラキマスクにより塞がれたため、患者は呼吸ができない状態となり、チアノーゼ症状を認めたとの事例が報告されています。

トラキマスクのずれによる気管切開チューブの閉塞については、同構造製品に共通して起こり得ることから、今般、トラキマスクを取り扱う製造販売業者に対し、別添のとおり使用上の注意の改訂を指示しましたので、お知らせします。

本通知を含め、医薬品・医療機器の安全性に関する特に重要な情報が発出された際に、その情報をメールによって配信する「医薬品医療機器情報配信サービス」（PMDAメディアナビ）が、独立行政法人医薬品医療機器総合機構において運営されています。

以下のURLから登録できますので、御活用ください。

医薬品医療機器情報配信サービス <http://www.info.pmda.go.jp/info/idx-push.html>

（問合せ先）

厚生労働省医薬食品局安全対策課

TEL:03-5253-1111（内線 2751, 2758）

気管切開チューブを装着中の自発呼吸のある患者に対し、酸素等の供給を行うた  
めに使用する気管切開用マスク（以下「トラキマスク」という。）を使用中に、ト  
ラキマスクがずれ、気管切開チューブを閉塞させたことにより、患者は呼吸ができ  
ない状態となり、チアノーゼ症状を認めたとの事例が報告されています。  
ついては、貴社の製造販売するトラキマスクについて、下記のとおり使用上の注  
意を改訂するとともに、医療機関等への情報提供の徹底をお願いします。

気管切開用マスクに係る使用上の注意の改訂について

厚生労働省医薬食品局安全対策課長

厚生労働省医薬食品局審査管理課  
医療機器審査管理室長

(別記1) 代表者 殿

薬食機発 0920 第 2 号  
薬食安発 0920 第 6 号  
平成 25 年 9 月 20 日

別添

## 記

1. トラキマスクの添付文書の【警告】欄に、以下の内容を記載すること。

患者の体動や固定状態などにより本品の装着位置にずれが生じた場合、気管切開チューブのコネクタ口を塞ぎ、呼吸困難となるおそれがあるため注意するとともに、リスクを考慮して本品の使用を検討すること。

また、本品を使用する際は、患者の状態に応じて生体情報モニタを併用すること。

2. 上記1に従い改訂した添付文書を、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「総合機構」という。）の「医薬品医療機器情報提供ホームページ」に掲載すること。
3. 上記1及び2の対応ならびに添付文書の改訂内容について医療機関等に情報提供した状況について、平成25年10月20日（本通知発出の1か月後）までに、総合機構安全第一部医療機器安全課宛てに報告すること。
4. 認証又は承認申請中のトラキマスクについては、申請者は、添付文書（案）について同様の修正を行う旨を申請先の登録認証機関又は総合機構に申し出ること。

(別記1)

アトムメテイクカル株式会社

株式会社イソタマーメテイクカル

エム・シー・メテイクカル株式会社

スミスメテイクカル・ジヤパン株式会社

テレフレックスメテイクカルジヤパン株式会社

中村医科工業株式会社

日本メテイクカルネクスT株式会社

株式会社メテイクカル